

「振込規定」新旧対比表(2025年2月10日改定)

(下線部分が改定箇所)

改定前	改定後
<p>6. 取引内容の照会等</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 入金口座なし等の事由により振込資金が返却された場合には、すみやかに通知しますので、第8条に規定する組戻しの手続に準じて、振込資金の受領等の手続をとってください。ただし、当行のATMによる当行口座からの振込の場合には上記にかかわらず、通知なしに引落口座に資金を返却します。</p>	<p>6. 取引内容の照会等</p> <p>(1) 現行どおり</p> <p>(2) 現行どおり</p> <p>(3) 入金口座なし等の事由により振込資金が返却された場合には、すみやかに通知しますので、第8条に規定する組戻しの手続に準じて、振込資金の受領等の手続をとってください。ただし、当行のATMによる当行口座<u>または他金融機関口座</u>からの振込の場合には上記にかかわらず、通知なしに引落口座に資金を返却します。</p>

以 上